

【1. 幼児教育・保育の無償化の対象施設・事業について】

No.	事項	問	答
1	預かり保育事業	預かり保育事業では早朝など延長保育時間に相当するような時間帯に実施する場合でも無償化の対象となるのですか。	預かり保育事業を含め子育てのための施設等利用給付は、利用時間帯ではなく、月額の上限額で支給限度を定めており、早朝など延長保育時間に相当する時間帯の利用であっても、月額上限額の範囲内であれば無償化の対象となります。
2	特別利用保育	教育・保育給付第1号認定を受けた子どもが、地域に幼稚園や認定こども園がない等の理由で、やむを得ず保育所等を利用する特別利用保育は、幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	教育認定を受けた子どもが、地域に幼稚園がない等の理由でやむを得ず保育所を利用した場合には、現状の特別利用保育における利用者負担額の全額が無償化となります。
3	幼稚園利用者の認可外保育施設等利用	幼稚園と認可外保育施設等を利用している場合、認可外保育施設等は幼児教育・保育の無償化の対象となるのですか。	<p>保育の必要性のある子どもが幼稚園(認定こども園(1号)を含む。)と認可外保育施設等を利用している場合、幼稚園及び幼稚園の預かり保育事業の利用料は子育てのための施設等利用給付の対象となります。これに加え、認可外保育施設等を利用する場合についても、<u>一定の要件を満たした場合</u>には子育てのための施設等利用給付の対象となります。</p> <p>【一定の要件とは】 在籍する幼稚園が提供している預かり保育事業が、<u>①教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合には</u>、預かり保育事業だけでは保育ニーズが充足されない場合が強く想定されるため、預かり保育事業に係る施設等利用費の上限額(月額1.13万円。住民税非課税世帯の満3歳児は月額1.63万円)から預かり保育事業に係る施設等利用費の実際の支給額を差し引いた残りの額を上限として、認可外保育施設等の利用も子育てのための施設等利用給付の対象となります(在籍する幼稚園で預かり保育が提供されていない場合、在籍する幼稚園が上記のいずれかの要件に該当し、預かり保育事業の利用がない場合も含む。)</p>

4	幼稚園のプレスクール	幼稚園において、満2歳児を対象としたいわゆるプレスクール(プレ保育)を実施している場合、その園児は無償化の対象となりますか。	満2歳児を対象としたいわゆるプレスクール(プレ保育)については、一律に幼児教育・保育の無償化の対象とはなりません。保育の必要性のある子どもの定期利用を主として対象としているなど、実施の態様に照らして、一時預かり事業や認可外保育施設としての届出を行っている場合には、保育の必要性が認められる住民税非課税世帯の子どもは子育てのための施設等利用給付の対象となります。(月額上限4.2万円)
5	幼児教育類似施設	保育の必要性のない子どもが幼稚園や認定子ども園以外の幼児教育を目的とする施設を利用する場合、幼児教育・保育の無償化の対象となるのですか。	今般の幼児教育・保育の無償化は、①幼児教育の質が法律により制度的に担保された幼稚園、保育所、認定こども園等に通う子どもを対象とするとともに、②待機児童対策の観点から、認可外保育施設等に通う子どものうち、保育の必要性のある子どもについても対象とするものです。したがって、認可を受けていないが、地域や保護者のニーズに応じて教育活動を行っている、いわゆる幼児教育類似施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、当該施設を利用する子どものうち、保育の必要性のある子どもについては子育てのための施設等利用給付の対象となる一方、保育の必要性のない子どもについては子育てのための施設等利用給付の対象となりません。
6	幼児教育類似施設	各種学校は幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	今般の幼児教育・保育の無償化は、これまでの段階的な無償化の取組を一気に加速し、法律により幼児教育の質が制度的に担保された施設であり、広く国民が利用している幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化するとともに、保育の必要性のある子どもについては、認可外保育施設等の費用も幼児教育・保育の無償化の対象とするものです。各種学校については、①幼児教育を含む個別の教育に関する基準とはなっておらず、多種多様な教育を行っており、法律により幼児教育の質が制度的に担保されているとは言えないこと、②また、学校教育法に基づく教育施設については、児童福祉法上、認可外保育施設には該当しないことから、今般の無償化の対象とはなりません。

7	幼児教育類似施設	インターナショナルスクールは幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	インターナショナルスクールについては、法令上の定義はなく、その設置形態等は施設によって様々であり、今般の幼児教育・保育の無償化の対象となるかは、それぞれの施設の設置形態や保育の必要性等によって異なります。例えば、幼稚園としての認可を受けていれば、無償化の対象になりますし、認可を受けていなくても、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子どもについては施設等利用給付の対象となります。
8	広域利用	居住している市町村とは異なる市町村の新制度未移行の幼稚園を利用した場合も幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	居住している市町村とは異なる市町村の新制度未移行の幼稚園を利用した場合についても、その利用料について、月額2.57万円を上限として子育てのための施設等利用給付の対象となります。保育の必要性の認定がある場合には、預かり保育事業についても月額1.13万円を上限に子育てのための施設等利用給付の対象となります。
9	外国籍の子ども	外国籍の子どもは無償化の対象となりますか。	子ども・子育て支援新制度に基づく支援の対象は、日本国籍の有無、戸籍・住民登録の有無にかかわらず、当該市町村での居住の実態があれば、幼児教育・保育の無償化についても、この考え方が変わるものではありません。

【2. 幼児教育・保育の無償化の上限額等】

No.	事項	問	答
10	未移行幼稚園の上限額	子ども・子育て支援新制度の対象となる幼稚園と、新制度未移行の幼稚園では、幼児教育・保育の無償化の上限額に違いはありますか。	子ども・子育て支援新制度の対象となる幼稚園は、教育・保育給付第1号認定子どもの利用者負担額の全額が無償化となります。新制度に移行していない幼稚園の場合は、各園による自由価格であり、新制度の幼稚園との公平性の観点から、教育・保育給付第1号認定子どもの利用者負担額の上限である月額2.57万円を上限として無償となります。

11	未移行幼稚園の上限額	新制度未移行の幼稚園の利用料が月額2.57万円より安い場合、差額(例えば利用料が月額2万円の場合は5,700円)を他のサービスの幼児教育・保育の無償化に利用することはできますか。	今般の幼児教育・保育の無償化は、教育・保育の必要性に応じて個人に必要とされる教育・保育に係る利用料を無償化することとしています。 このため、新制度未移行の幼稚園においては、「月額2.57万円を無償化」するのではなく、「幼稚園の利用料を無償化する」という考え方に立って、新制度の幼稚園との公平性の観点から月額2.57万円という上限を設けているという考え方であるため、利用料が月額2.57万円よりも低い場合でも2.57万円との差額を他のサービスの無償化に利用することはできません。
12	未移行幼稚園の上限額	新制度未移行の幼稚園の利用料が月額2.57万円より高い場合、その差額(例えば利用料が月額3万円の場合は4,300円)は自己負担になりますか。	新制度未移行の幼稚園の利用料が月額2.57万円より高い場合、その差額は利用者の自己負担になります。
13	預かり保育事業の上限額	保育の必要性があると認定され、幼稚園と幼稚園の預かり保育事業を利用する場合、幼稚園の預かり保育事業の施設等利用費の月額上限額はいくらですか。	<p>保育所等の利用者との公平性の観点から、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円)から、幼稚園利用料に係る施設等利用費の上限額(月額2.57万円)を差し引いた額(月額1.13万円)が預かり保育事業(認定こども(1号)を含む。)に係る施設等利用費の上限額となります。</p> <p>なお、給付の適正を図るため、施設等利用費の支給額の算定については、実際の預かり保育事業の利用量に応じた計算とすることとしています。具体的には、利用日数に日額単価(450円)を乗じて計算した支給限度額(上限1.13万円)と実際に支払った利用実績額を月毎に比較して、少ない方が支給額となる仕組みとなります。</p> <p>【参考】 ある月の支給額算定方法(例) ・預かり保育の利用料として園に支払った額の月内総額: A円 ・支給限度額: 利用日数 × 日額単価(450円) = B円(上限: 11,300円) ⇒ A円とB円のうちいずれか小さい方を保護者に対して支給</p>

14	預かり保育事業の上限額	<p>幼稚園等利用者が認可外保育施設等を利用する際の施設等利用費の考え方、費用の充て方(計算式)はどのようになるのでしょうか。</p>	<p>幼稚園等が預かり保育事業を実施していない場合や、預かり保育事業が十分な水準ではない場合に限り、認可外保育施設等の利用も子育てのための施設等利用給付の対象となりますが、その支給上限額は、預かり保育事業の無償化上限額(月額1.13万円。いわゆる満3歳になった日から最初の3月31日までの入園児の住民税非課税世帯は月額1.63万円)から、預かり保育事業に係る施設等利用費の支給額を差し引いた額となります。</p> <p>【参考】 ある月の支給額算定方法(例)</p> <p>≪①預かり保育事業の支給額算定≫ 預かり保育事業の利用料として園に支払った額の月内総額:6,000円 支給限度額:利用日数(15日)×日額単価(450円)=6,750円 ⇒預かり保育事業の給付額は6,000円</p> <p>≪②当月の認可外保育施設等の利用に係る支給限度額≫ 11,300円－6,000円=5,300円</p> <p>≪③認可外保育施設等の支給額≫ 認可外保育施設等の利用料として支払った額の月内総額:15,000円 支給限度額:5,300円 ⇒認可外保育施設等の給付額は5,300円</p> <p>※ 上記例の場合、①・②を省略し、③で11,300円の支給額とすることも可能。</p>
15	預かり保育事業の上限額	<p>幼稚園の預かり保育事業について、長期休業期間中の利用料が月額上限額を超過する場合がありますが、施設等利用費の支給は月額上限額×12か月の範囲内であれば、当該月のみ月額上限額を超過してもよいのでしょうか。</p>	<p>年単位(年度単位)ではなく、各月毎に、利用日数に日額単価(450円)を乗じて計算した支給限度額(上限1.13万円)と実際に支払った利用実績額を月毎に比較して、少ない方が支給額となります。したがって、長期休業期間中など、利用実績額が施設等利用費の月額上限額を超過した月があった場合でも、他の月の施設等利用費上限額で超過分を補填することはできません。(認定こども園(1号認定)も同じ。)</p>

16	預かり保育事業の上限額	新制度未移行の幼稚園の利用料が月額2.57万円より低い場合でも、預かり保育事業の施設等利用費の上限月額は1.13万円ですか。それとも3.7万円と利用料との差額(例えば月額1.7万円の幼稚園を利用している場合、3.7万円-1.7万円=2万円)ですか。	幼稚園の利用料(教育標準時間部分)と預かり保育事業の利用料は、区分して管理することとなりますので、その場合も、月額1.13万円が預かり保育事業の施設等利用費の上限額となります。
17	預かり保育事業の上限額	保育の必要性を認定された住民税非課税の世帯の子どもが、年度途中で3歳になり幼稚園に通っている場合、幼稚園の預かり保育事業は幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。また、その場合の上限額は何円ですか。	年度途中で満3歳となり幼稚園に入園した子どもが利用する預かり保育事業については、保育の必要性があり市町村住民税非課税世帯の場合に、施設等利用給付第3号認定を受けることにより、子育てのための施設等利用給付の対象となります。 その場合の預かり保育事業の施設等利用費の上限額は、認可保育所における保育料の全国平均額(月額4.2万円)から、幼稚園利用料に係る施設等利用費の支給上限額(月額2.57万円)を差し引いた額(月額1.63万円)となりますが、預かり保育事業については満3歳とその他の3歳から5歳までで保育料が異なるといった事情がないため、満3歳についても3歳から5歳までの場合と同じ日額単価(450円)で、利用量に応じた支給額の計算を行うこととなります。
18	預かり保育事業の上限額	幼稚園の預かり保育事業の上限額について、例えば利用料の日額は1日500円、月額最大5000円としている場合、12日以上使った場合には自己負担がなく、それ未満の利用日数だと自己負担が発生するということとなりますが、利用が少ない場合に自己負担が発生する仕組みは不公平ではないですか。	預かり保育事業に係る施設等利用費の支給上限額は、給付の適正化を図る観点から、利用日数に応じた計算方法としております。したがって園の料金設定や個別利用者の利用実態によって、利用日数が少ない場合などに自己負担が生じることもあり得るものと考えます。
19	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	施設等利用給付の第2・3号認定を受けている新制度未移行幼稚園利用者が、当該幼稚園や在籍園が実施する預かり保育事業にかかる施設等利用給付を受けず、月額3.7万円(第3号認定の場合は4.2万円)を上限として認可外保育施設等の子育てのための施設等利用給付を受けることは可能ですか。	幼稚園(認定こども園(教育・保育給付第1号認定を含む。))の利用者のうち、保育の必要性が認められ施設等利用給付の第2号又は第3号の認定を受けた者は、幼稚園及び幼稚園の預かり保育事業の利用料が子育てのための施設等利用給付の対象となります。 これに加え、在籍する幼稚園が提供している預かり保育事業が、①教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかに該当する場合には、幼稚園の利用料を幼児教育・保育の無償化の対象とする前提で、預かり保育事業の施設等利用費上限額から預かり保育事業の施設等利用費を差し引いた額を上限として、認可外保育施設等の利用料も施設等利用給付の対象となりますが、幼稚園等の利用料にかかる給付を受けず、月額3.7万円(3号認定者は月額4.2万円)を上限として認可外保育施設等の利用料にかかる施設等利用費を受けることはできません。

【3. 施設等利用給付認定】

No.	事項	問	答
20	就学猶予の取扱	就学猶予により、6歳以上児が幼稚園等を利用した場合は、幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	現行の子どものための教育・保育給付や就園奨励費補助についても、就学猶予の場合は、6歳以上児についても給付の対象となっているのと同様に、新制度未移行の幼稚園や預かり保育事業についても、子育てのための施設等利用給付の対象となります。
21	幼稚園等の無償化対象期間	3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化の開始年齢は、満3歳になった日からですか。満3歳になった最初の4月からですか。また、6歳の誕生日に無償化が終了してしまうのですか。	今回の幼児教育・保育の無償化では、小学校就学前の3年間分の保育料を無償化することを基本的な考え方としております。このため、保育所等を利用する子どもについて、年度途中で満3歳になっても、翌年度の4月からの利用料が無償化され、また、年度途中で満6歳になっても、その年度の3月までの利用料は無償となります。 一方、幼稚園については、①学校教育法上、満3歳(3歳になった日)から入園できることとされている、②満3歳児は翌年度の4月を待たず年少クラスに所属する場合も多い、③現行の幼稚園就園奨励費も満3歳から補助対象としている、といった他の施設・事業にはない事情を踏まえ、満3歳になった日から無償化の対象となります(認定こども園(教育・保育給付第1号認定を含む。))。 ただし、幼稚園の預かり保育事業については、保育所等との公平性の観点から、住民税非課税世帯を除き、翌年度(4月)からが子育てのための施設等利用給付の対象となります。
22	追加認定	幼稚園や認定こども園において、教育・保育給付認定第1号認定を取得した子どもが利用する預かり保育事業が施設等利用給付の対象となるためには、別途、施設等利用給付第2・3号認定が必要になるのですか。	教育・保育給付第1号認定を取得して幼稚園や認定子ども園を利用している子どもの場合、預かり保育事業が無償化の対象となるためには、当該教育・保育給付第1号認定に加えて、施設等利用給付第2号・3号認定が必要となります。
23	認定開始日の遡及について	施設等利用給付認定の開始日は、認定の申請日より前に遡及することはできますか。	教育・保育給付認定と同様に、施設等利用給付認定についても、特定子ども・子育て支援施設等を利用する前の認定の申請を基本としていることから、施設等利用給付認定の有効期間の始期を申請後初めて施設・事業を利用した日か認定日のいずれか早い方としており、認定開始日を認定の申請日より前に遡及することはできません。 反対に、何らかの瑕疵により保育の必要性を認定した場合など、後日瑕疵により認定を取り消す場合は遡及して取り消す場合があるものと考えます。

【4. 施設等利用費の給付】

No.	事項	問	答
24	未移行幼稚園の算定方法(入園料)	新制度未移行の幼稚園における入園料は施設等利用費の対象になりますか。	新制度未移行の幼稚園の入園料については、これまでも教育に要する費用を賄うための費用として就園奨励費の補助対象とされてきたところであり、子育てのための施設等利用給付においても、利用料の上限月額2.57万円の範囲内で施設等利用費の対象に含まれます。 ただし、制服費やPTA会費など、通常教育・保育に要する費用とはいえない性質のものが入園料の中に含まれている場合、その部分については施設等利用費の対象とはなりません。
25	未移行幼稚園の算定方法(入園料)	新制度未移行の幼稚園について、幼児教育・保育の無償化実施後に転園した場合、転園先の幼稚園の入園料は無償化の対象になるのですか。	転園先の入園料も施設等利用費の対象になります。 ただし、対象となる入園料は、当該転園先の幼稚園における在籍初年度において、実際に支払った入園料をその初年度における転園先の在籍月数で除す(月毎に10円未満の端数は切り捨て。以下同じ。)ことで算定することになり、これと月毎の保育料を加えた額が月額2.57万円を上限として施設等利用費の対象となります。
26	未移行幼稚園の算定方法(入園料)	新制度未移行の幼稚園の利用者が、入園初年度の途中に当該園に在園したまま市町村を越えて転居した場合、入園料の月額換算額はどのように算定するのですか。	新制度未移行の幼稚園の利用者が、入園初年度の途中に当該園に在園したまま市町村を越えて転居した場合、転居の前後で施設等利用費を給付する市区町村が変わりますが、それぞれの自治体に居住している期間における入園料や保育料は、月額上限額の範囲内で施設等利用費の対象となります。 この際、入園料を転居前に支払っている場合であっても、退園や転園をしていないことから、転居後の自治体においても、支払った入園料を、転居前を含む入園初年度の在籍月数で除すことにより入園料の月額換算額を算定することになります。
27	未移行幼稚園の算定方法(入園料)	新制度未移行の幼稚園において、入園料を入園前までに徴収している場合、無償化の対象となりますか。この場合、入園料の月額換算額はどのように算定するのですか。	施設等利用費の給付対象期間は、利用者が当該施設を利用している期間ですが、利用者が新制度未移行の幼稚園との契約等に基づき、入園料を入園前に支払った場合であっても、施設等利用費の対象となり、入園料の月額換算額は、支払った入園料を入園初年度の在籍月数で除すことにより算定することになります。 逆に、入園料の支払いが入園後5月以降となった場合でも、4月から入園している場合は、4月を含めた入園初年度の在籍月数で月額換算額を算定することになります。

28	未移行幼稚園の算定方法(入園料)	新制度未移行の幼稚園において、入園料を年度で分割して設定(満3歳で入園する時と、3歳児クラスに進級する時の2回払いなど)している場合、2回目以降の入園料は施設等利用費の対象になりますか。この場合、入園料の月額換算額はどのように算定するのですか。	新制度未移行の幼稚園が入園料を年度で分割して設定している場合は、入園初年度分として支払う入園料に加え、2回目以降に支払う入園料も施設等利用費の対象となります。この場合の月額換算額の算定方法は入園初年度と同様です。
29	未移行幼稚園の算定方法(入園料)	新制度未移行の幼稚園の利用者が、入園初年度の月途中に入・退園した場合、入園料の月額換算額はどのように算定するのですか。	新制度未移行の幼稚園において、月途中に園児が入・退園した場合、施設等利用費の月額上限額は、当該月における入園以降の開所日数や退園までの開所日数に応じて日割り計算を行うこととなりますが、支給額算定において保育料の支払い額を日割り計算しないことと同様に、入園料の月額換算額については日割り計算を行う必要はありません。
30	未移行幼稚園の算定方法(その他)	例えば、2016年11月1日が誕生日の場合、年齢計算に関する法律上は誕生日の前日である10月31日に年齢が加算されますが、2019年10月31日から新制度未移行幼稚園に入園する場合、10月分の保育料から無償化の対象となりますか。	御指摘のとおり、学校教育法第26条については、幼児は満3歳に達する誕生日の前日から、幼稚園に入園及び通園をすることができるものと解されます。例えば10月31日付で対象となる子どもが入園する場合には、月額上限額を日割り計算した上で、10月分の保育料や入園料(月額換算額)についても施設等利用費の対象となります。 ※上記例で私立幼稚園の場合、10月分の月額上限額は、 $25,700円 \times 1日 \div 10月の平日開所日数$

【5. 食材料費等の取扱い】

No.	事項	問	答
31	施設が徴収している経費の取扱	保護者から徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費は、施設等利用費の対象になりますか。また、特定教育・保育施設における食材料費については、認定区間で負担方法が異なっていますが、取扱いを見直すのですか。	保護者から施設が徴収している教育・保育において提供される便宜に要するこれらの経費は、無償化の対象とはなりません。 また、特定教育・保育施設における食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、施設からの徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育・保育の無償化に当たっても、この考え方を維持します。具体的には、幼稚園・保育所等の3歳から5歳までの子どもの食材料費については、主食費・副食費ともに施設による徴収を基本とします。ただし、生活保護世帯やひとり親世帯等については副食費の免除を継続するとともに、免除対象者の範囲を年収360万円未満相当の世帯まで拡充します。また、新制度の対象とならない幼稚園においても、同様の負担軽減を図ることとします。 なお、無償化の対象範囲が市町村民税非課税世帯までに限られる教育・保育給付第3号認定子どもについては、現行の取扱いを継続することとしています。
32	補足給付事業	現行の補足給付事業は継続されますか。	現行の補足給付事業のうち教育・保育給付第1号認定子どもに対する副食費の助成事業については、低所得世帯等の副食費の負担免除に伴う公定価格上の加算を設ける予定であることを踏まえ、廃止します。 また、現行の事業のうち、教育・保育給付第1号～3号認定子どもの教材費・行事費等の助成事業については、これまで通り継続します。 さらに、未移行幼稚園の給食費(副食費)についても、新たに補足給付事業の対象となります。
33	低所得者世帯への配慮	副食費について、新制度未移行の幼稚園を利用する低所得者世帯への配慮は行われるのですか。	新制度未移行の幼稚園を利用する場合に徴収される食材料費についても、低所得者世帯の負担軽減を図る観点から、新制度幼稚園を利用し公定価格内で副食費の徴収が免除される対象と同じ世帯について、その副食費を地域子ども・子育て支援事業における補足給付事業の対象とすることにより負担軽減を図ります。
34	多子減免算定基準	新制度未移行の幼稚園の副食費に係る補足給付事業における、多子軽減の算定基準はどのようになりますか。	現在の就園奨励費における多子減免の取扱いを踏襲し、小学校第3学年修了前を算定基準とします。